

1 児童虐待とDVについて

昨年1月に発覚した痛ましい被虐待児死亡事件について、10月に岡山市の児童福祉審議会から検証報告書が示され、議会でも何度も取り上げられてきました。超党派の女性議員有志が参加している「DV防止サポートシステムをつなぐ会・岡山」でも先日、再発防止に向けた提言書を市長に提出しました。来年度の予算編成ではその大きな特徴の一つに「児童虐待防止の推進」が掲げられ、様々な施策が前進していることは、素直にありがたくホッとしているところです。

以下いくつか質問します。

(1) 報告書に関し、一番気になっているのは、児童虐待とDV(力による支配)との関係性をどのように認識しているかが見えなかったという点です。それは母親も被害者ではないかという視点です。母親が交際男性の心理的な力の支配下にある場合、我が子に危害を加えられていてもSOSを出さない、出せない可能性が高くなり、加害の事実を隠し、逆に加害の一端を担うという事が指摘されています。その場合、母親にいくら育児不安をヒアリングをしたり、育児指導しても根本解決にはなりません。母子ともに保護が必要なのです。

報告書では交際男性を「保護者」として「指導」の対象と扱わなかった点について課題が出されていますが、「保護者」や「実父」であるかどうかより、心理的支配を受けているかどうかの判断が、小さな命を守る上では大変重要だと考えます。誰が、この家族に最も影響を与えコントロールしているのか、という事です。

なぜなら、もしDV関係にあると認識されていれば、加害男性を安易に『指導』の対象としたり、反省の態度を見せたからと言って被害者を保護状態から解放する、という事は絶対になされないからです。DV加害者の更生プログラムは簡単ではありません。力の支配関係は簡単に消滅しません。

2018年目黒区の船戸結愛ちゃん、2019年千葉県野田市の栗原心愛ちゃんのケースでも父親や養父が加害者であり、母親が逆らえない状況にあったDVが大きくクローズアップされました。その検証結果が、その教訓が、今回のケース判断に生かされなかった事が本当に残念です。

岡山市に転入当初から交際男性から本児への暴力があるという虐待通告が複数回入っていました。当初から交際男性の存在とその暴力を認識できていました。「母親が保護者以外の者による虐待を防ぐことができない」と判断していたにもかかわらず、虐待の種類を母親の「ネグレクト(放置)」としていたことから、DVの視点が欠落しています。

ア 今回のケースで、母親と交際男性との関係については、どのように整理しましたか。

イ DVの視点について、今後の職員研修や、アセスメントのメニューに入れるとのことですが、もう少し具体的にお示し下さい。概念として研修するだけでしょうか。こういう兆候があればDVを疑え、など具体的事例やポイントが分かるようになっているのでしょうか。

ウ 母親へのDVが疑われる場合、どう対応する事になっていますか。安易に加害者に指導等すると事態が悪化し転居等する可能性が高くなります。

(2) もう一点、気になっているのは一時保護所の体制と役割です。

中区の墓場で全裸で叱責を受けている現場を警察に通報され一時保護に至った後に、母親と交際男性が反省の態度を見せたことにより一時保護を解除しています。そもそも、なぜきょうだい児全員を保護しなかったのか、本児も一時保護中に信頼関係を築けていたら、もっと本音が聞けていたのではないか、と思わずにはられません。本来、一時保護所は生命と身体の安全を保障し、心から安心できる場であるべきです。今後弁護士に児童の意見表明権を大切にしていって、という点は前進ですが、まず、本人がリラックスでき、大人への信頼を回復できる場でなければ、その効果は発揮できません。

報告書によると、一時保護所の体制や状況により、きょうだい児の受け入れを断念したように読めます。岡山市の一時保護所は、定員は2才～18才までの25名とされていますが、その職員体制は、主に正規保育士5名、児童指導員6名と非正規職員が3交代制を組んでおり、夜間は学生アルバイト2名に職員1名体制と聞きました。保育士は、新卒も配属されており、ベテラン保育士は数名しかおらず職員の心身状態も不安な状況があると伺います。一時保護される児童は心に深く傷を負い、また発達障害などの場合も多々あり、ひとり一人に懇切丁寧な対応が必要です。さらに、プライベートスペースが少なく、高学年以降の子にはストレスフルな環境になっていると伺います。

一時保護所には明確な人員等の基準がないため、現在国が整理をしているとのことですが、できることから早急な改善にとりかかる必要があります。

ア 一時保護所の体制について、来年度に第三者の評価を入れ検討していく旨の答弁がありましたが、誰が何をどう評価するのでしょうか。

イ 来年度の人員配置について何か対応できることはありませんか。経験者を厚くすべきと考えます。

ウ 夜間体制の見直しは早急に図っていただきたいがどうでしょうか。

エ ハード面の課題をどのように考えていますか。改修や増設が必要ではあり

ませんか。

(3) 来年度の新規事業として、地域の NPO 等と連携し地域での見守り体制を強化するとあります。今回のケースでは、当初何度も通告したり見守ってきた中区の住民や市民団体は、引っ越しさえしなければ、絶対に命を守れた、とこの話になると涙が出て仕方がないといわれます。同事業について、いつから、どのような NPO と連携を進め地域で見守っていくのか具体的にお示し下さい。

(4) 支援の必要な家庭に対しての家事支援援助が新規事業化され、歓迎しますが、困難な家庭ほど市の介入を嫌がる傾向もあると思います。従来との違いや工夫などあればご説明ください。

2 暮らしと子育て支援について

(1) 暮らしの支援について

長引くコロナ禍と先の見えない物価高騰は、市民の生活に大きく影響しています。電気代は1年前から倍以上になり、家族のいる世帯で、3万円や4万円を超えたという話をよく聞きます。一方で、年金は上がりず実質賃金は下がり、生活保護も段階的に引き下げられたままです。厚労省の社会保障審議会に出された NPO 法人キッズドアが昨年末に行ったアンケート結果では、多くの子育て家庭がコロナ禍による減収から回復していないことが判明している中、さらなる物価高騰を受け、子どもと保護者の健康が脅かされている、特に子どもへの影響は深刻で進学などにも影響が出始めている、との報告がなされています。

困窮家庭の行動変化として、肉などの食費を減らし、子どもの教育にかけるお金が切り詰められている実態が明らかにされました。すでに「子どもの成長に悪い影響が出ている」という回答は半数に達しているそうです。

ア 格差が広がっています。実態調査をしませんか。来年度の新規事業に「子どもの生活状況調査」がありますが、どのような調査でしょうか。困窮状態もわかる内容でしょうか。

イ 速やかで継続的な現金給付が必要です。この2月補正の子育て世帯生活支援金3万円はありがたいですが、世帯あたりとのこと。多子世帯の厳しさ、ひとり親以外で就労して課税世帯でもギリギリで生活している多くの世帯が外れてしまいます。同アンケートでも非課税世帯の条件が厳しいとの声がたくさん寄せられていました。対象拡大の検討をお願いしたいがいかでしょうか。

- ウ 就学援助制度について、対象の収入を生活保護基準の1.3倍程度とされていますが、所得換算とするか、1.5倍など拡大が必要です。その場合どれくらいの世帯数と予算が増えますか。
- エ 岡山市の就学援助制度は、私立学校や支援学校に入学すると対象外で支給後であれば返金させられます。不登校児童の受け入れなど個別の事情で私立学校を選択する場合があります。家庭の収入状況を見ず、一律に支援から除外するべきではありません。国は、国立、公立、私立も対象とすることとしています。倉敷市では私立学校も対象です。どうかご検討いただけませんか。
- オ 市立後楽館高校入学時のタブレット端末は6万円～7万円するとのことです。県立高校で公費負担する都道府県は半数になります。せめて多胎児への補助などを検討しませんか。全額公費負担とした場合はいくらか合わせてお示しください。
- カ 子どもの医療費助成の拡大は本当にありがたいですが、なんとか少しでも実施が早まりませんか。
- キ 一方で、今回の拡充にあっても、障害や難病がある場合は、医療にかかる機会は頻繁にあるのに、中学生から18才までの通院は従来からの1割負担のままです。障害認定や難病認定がある子どもの通院を無料とする場合の予算はどれくらいになりますか。
- ク 40代50代で、非正規雇用を繰り返し、ワーキングプアに陥っている相談が増えています。転職をすると、一定の無収入時期が発生する場合に、前借りをしてしまい、その返済で自転車操業のような状況に陥り、生活を立て直せません。体を壊せば即、生活保護です。コロナが理由ではない場合、行政支援を受けにくい実態があります。「住居確保給付金」「小口資金」一時貸付など、利用条件を緩和し、働きながら自立する人を支える仕組みを強化してほしいが、ご所見を。
- ケ 清輝橋の大学病院前通りのアーケードの破損状況が激しく、通行人に危険が及んでいます。市として危険への対応などできることはありませんか。
- コ コロナ対応の緊急小口資金等の返済が始まっていると思います。返済対象、返済状況はどうなっていますか。差し押さえ等に発展する可能性はあるのでしょうか。延期や免除など柔軟に対応していただきたいがどうでしょうか。
- サ 割愛